



BCG接種
方法・時期が変更

結核は、かつて「国民病」などとおそれられて死亡原因の第一位でしたが、医療や生活水準の向上により、薬をきちんと飲めば治る病気になりました。しかし、現在でも全国で年間三万人余が発病し、二十人余が亡くなっている病気で、日本で最も多く発生している感染症です。本県でも年間二百人余が結核と診断されています。感染を防ぐには、予防接種が有効です。体内に、毒性を弱めた牛型の結核菌で作ったワクチン(BCG)を接種することで、結核に対する免疫をつけます。BCG接種の効果は十五年程度持続し、接種により重症の結核を予防することができます。といわれています。

赤ちゃんが三カ月になったら BCG接種を!

従来、BCG接種は四歳までの乳幼児を対象とし、接種前には、結核感染の有無を調べるツベルクリン反応検査を受けることが必要でしたが、平成十七年四月から、**接種前のツベルクリン反応検査が廃止**、**対象も生後三カ月から六カ月までの乳児**(地理的条件などによりやむを得ない場合は一歳に達するまで)になりました。

ツベルクリン反応検査が廃止されたことで、BCG接種が受けやすくなりましたが、一方で、接種できる期間が短くなりました。

お住まいの市町村の接種日程を早めに確認し、子どもの体調がよい時にBCG接種を受けましょう。



市町村の接種日程を早めに確認してね!

毎年9月24日から30日までは結核予防週間です

結核感染のおそれがある場合(コッホ現象)

結核に感染している人にBCG接種をした場合、接種後10日以内という早い段階で、接種したところに赤いポツポツやうみができる状態が起こります。これは「コッホ現象」(通常2週間から4週間後に治まります)といわれています。

このような症状が見られた場合は、接種を受けた医療機関、集団接種の場合は市町村の予防接種担当課に相談してください。その後は、保健所が中心になって相談をお受けします。

コッホ現象の経過



接種後3日

広い部分で発赤し、針で刺した部分には腫れや化膿が見られます。



接種後2週間

赤みは消え、針で刺した部分のかぶたも、とれてきます。

BCG接種後の正常な経過と副反応

BCG接種後2~3週間で、接種したところに赤いポツポツができて、一部に小さいうみができることがあります。この反応は接種後4週間頃に最も強くなりますが、その後はかさぶたができて接種後3カ月までには治り、小さな針のあとが残るだけになります。

これは正常な反応で、BCG接種により抵抗力(免疫)がついた証拠です。

副反応として、まれに接種をした側のわきの下のリンパ節が腫れることがあります。とても大きく腫れたり、化膿した場合は医師に相談してください。

BCG接種後の正常な経過



3日後

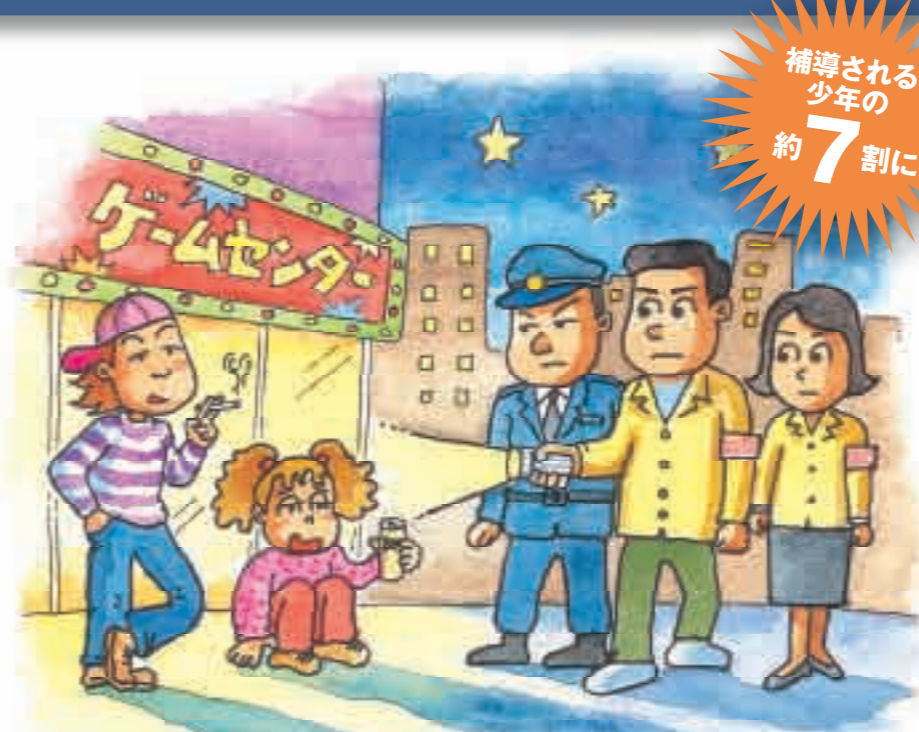


1週間後



1カ月後

お問い合わせ 県健康増進課 TEL: 098-866-2209 FAX: 098-866-2289



補導される少年の約7割に

青少年の「深夜はいかい」

少年犯罪の低年齢化、凶悪化が全国的な社会問題となつています。この問題の背景には、青少年を取り巻く社会環境の悪化、虐待、ひきこもりなどさまざまな要因が複雑に絡み合っています。とりわけ、本県では補導される少年の約七割が「深夜はいかい」に該当し、大きな問題となっています。

深夜はいかい防止に向けた取り組み

七月を中心に、県内各地では「深夜はいかい防止県民一斉行動」が実施されました。県ではその取り組みに弾みをつけるため、三日にパレトくもイベント広場で、ちゅうらさん運動と共同して出発式を行いました。式典の後には、チラシなどを通行人に手渡して「深夜はいかい防止」に向けた啓発を行いました。



街頭啓発する新垣出納長

また、十五日には、各市町村で行われた夜間街頭指導に、県からも福祉保健部長をはじめ関係各課長らで構成された複数のチームが参加し、活動を盛り上げました。

大人が変わらないと子どもも変わらない!? なぜ多いの? 深夜はいかい

事件・事故に巻き込まれる確率の高い深夜。青少年の深夜はいかいはなくすことは、その健全育成にとつて重要なことです。

県青少年保護育成条例第九条(深夜外出制限)に「保護者は正当な理由がある場合のほか、深夜(午後十時から翌日の午前四時までの時間をいう)青少年のみで外出させないよう努めなければならない」と、同条第二項に「何人も、正当な理由がなく、保護者の

委託を受けず、又はその承諾を得ないで、深夜に青少年を同行して外出してはならない」という規定があります。これを保護者の承諾があれば深夜外出してよいというふうにつけていくことができるようですが、夜勤や緊急事態などの正当な理由がある場合に限りて緩和する趣旨であり、保護者の同伴や承諾があれば、どんな場合でも深夜外出を認めているわけではありません。

青少年の健全育成には、地域や家庭の協力が不可欠です。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

少年を守る日(毎月第三金曜日)や月末などに、各市町村で街頭補導活動が実施されています。参加希望の方は、お住まいの市町村の青少年担当課まで

お問い合わせ 県青少年児童家庭課 TEL: 098-866-2174 FAX: 098-868-2402

